

### 生団連「外国人の受入れに関する基本指針」

約1年にわたり内容の検討を重ねてきた生団連「外国人の受入れに関する基本指針」(以下、「基本指針」という)が、12月4日の理事会にて採択されました。今後は、この「基本指針」に賛同をいただいた会員の皆様による採択およびオリジナル版の作成を進め、それらを発信することで、「共生社会の構築」に向けた世論の醸成につなげていきます。



### 【「外国人の受入れに関する基本指針」内容】

唱和や自然な暗記を念頭に、短くシンプルな表現を目指し、簡潔・明瞭な内容にしました。

【前文】	【企業における基本方針】	【コミュニティにおける基本方針】
<p><b>生団連「外国人の受入れに関する基本指針」</b></p> <p><b>前文</b></p> <p>生団連は、人口減少は国の存続にかかわる問題と認識し、「人的資源からの脱却」に向けて活動を進めてきました。人口減少は、労働力の減少のみならず、消費者の減少、税および社会保障の負担等の減少という重大な問題を引き起こします。これを克服し、わが国が今後も持続的に繁栄していくために、わたしたちは、外国人を単に労働力としてではなく、生活者として受け入れ、人権尊重の理念のもと、共生社会の構築を進めていかなければなりません。</p> <p>生団連は、こうした考えに基づき、「生活者としての外国人」を受け入れるために、わたしたち自身の心構えを示す「外国人の受入れに関する基本指針」をここに定めるものであります。</p>	<p><b>1 企業における基本方針</b></p> <p><b>1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築</b> わたしたちは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意思に基づき就労であることを確認し、その意思と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。</p> <p><b>2. 国籍等による差別的扱いの禁止</b> わたしたちは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いをしません。 (1) わたしたちは、賃金について、差別的扱いをしません。 (2) わたしたちは、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いをしません。 (3) わたしたちは、労働時間について、差別的扱いをしません。 (4) わたしたちは、生活環境および福利厚生について、差別的扱いをしません。</p> <p><b>3. 帰国家族への配慮</b> わたしたちは、外国人労働者本人のみならず、帰国する家族の方々の生活環境にも最大限配慮します。</p>	<p><b>2 コミュニティにおける基本方針</b></p> <p><b>1. 言葉の壁の解消</b> わたしたちは、行政サービスと連携しながら言葉の壁の解消に取り組む。外国人住民が日常生活を営む上で必要な情報を不足なく入手できるように努めます。 (1) わたしたちは、生活ルールおよび生活情報の多言語対応を進めます。 (2) わたしたちは、医療、災害など緊急性の高い情報の多言語対応を進めます。 (3) わたしたちは、日本語習得の環境整備を進めます。 (4) わたしたちは、「やさしい日本語」の活用を進めます。</p> <p><b>2. 文化、慣習等の相互理解と尊重</b> (1) わたしたちは、外国人住民の母国・母文化、母言語・母国文化を尊重します。 (2) わたしたちは、わたしたちの母国・母文化、母言語・母国文化を尊重し、外国人住民との相互理解と尊重を促進していきます。</p> <p><b>3. 共生社会の構築</b> (1) わたしたちは、外国人住民が地域コミュニティの構成員であるという認識を共有を図ります。 (2) わたしたちは、外国人住民が地域社会活動へ参加できるように環境整備を図ります。 (3) わたしたちは、学校、企業、その他コミュニティの連携を図り、外国人住民とともに地域社会の発展を目指します。</p>
<p>人口減少という国家の構造的課題に対して「生活者としての外国人の受入れ」を進めていく。受け入れる側の心構えを示し、外国人の受入れが望ましい形で進むよう努力する。</p>	<p>「自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築」 「国籍等による差別的扱いの禁止」 「帰国家族への配慮」</p>	<p>「言葉の壁の解消」 「文化、慣習等の相互理解・尊重」 「共生社会の構築」</p>

### 【先行事例】

株式会社ゼンショーホールディングスは、全会員に先駆けて、「外国人の受入れに関するゼンショーグループ基本指針」を作成し、12月4日に同社ホームページ上で公開しました。



### 第3回 外国人の受入れに関する委員会

2020年11月11日(水) 14:00~16:00 ミーティングスペースAP日本橋

第3回「外国人の受入れに関する委員会」を開催し、今年度の活動進捗に関する報告、課題についての議論を行い、年度末に向けた活動の方向性について確認しました。Web会議システムを活用し、参加者全員オンラインでの開催となりました。

「外国人の受入れに関する基本指針」については、改めて内容の確認と共有、意見交換を行い、各会員企業・団体にオリジナル版作成および採択をそれぞれ進めていく方向性について合意しました。

「外国人児童生徒等の就学を取り巻く環境と課題」については、国や民間支援団体・有識者へのヒアリングを通じて得た情報より現状課題を共有し、それぞれの立場に横たわる問題点と対応策について議論を行いました。

また、一般社団法人外国人材活躍推進協議会と共同で実施した、「留学生の生活と就労に関するアンケート」についても結果速報を共有しました。



### 出席者のご意見 (一部抜粋)

- 基本指針は非常に重要であると思う。基本指針の採択について自社でも検討したい。
- 自社の基本綱領において「働くすべての人、ならびにその家族」と、従業員の家族にも配慮するようにしている。よって、基本指針に「家族への配慮」という言葉が入っていることが非常に良いと感じる。
- 外国人児童・生徒などの教育に関し、相談窓口等に声を上げられない人への支援をどうすべきか検討が必要。
- 留学生は就職を希望しても内定が取れない。企業が求める人材像とのミスマッチを解消する必要がある。

### 【今後の活動の方向性について】

#### ◆生団連「外国人の受入れに関する基本指針」

「基本指針」を生団連内外に対し広く発信していきます。とりわけ、会員の皆様に採択をしていただけるよう活動を進め、「共生社会の構築」に向けた機運を醸成してまいります。

#### ◆外国人児童生徒等の就学を取り巻く環境と課題

国の動きを引き続き注視しつつ、外国人児童生徒等に関する問題提起・議論に加えて、潜在的な課題の発見を行います。国・地方自治体・民間支援団体等へ継続的にヒアリングし、現場情報の収集と実態把握に努めます。

#### ◆今後検討すべき課題 ~外国人材の更なる活用に向けて~

留学生の生活と就労に関する環境改善・制度改革、また就労に関する在留資格の問題点の把握、制度改革(特に「特定技能」と「技能実習」の課題整理等)の検討もまいります。